

◎平成30年3月農業委員会議事録

開催日時 平成30年3月12日(火) 午前9時30分

開催場所 嘉島町役場2階庁議室

農業委員出席者 下田 司 高木勝美 佐藤光志 村上卓也
岡 牧生 中山 忍 岩永俊夫 西岡敏春
松永雄治 吉田二郎 林田 篤 山内秀一
友田 廣 榮 恵 森田義美 森下文夫

農業委員欠席者 本田博士

事務局出席者 春日公和 篤岡潤一郎 甲斐ひとみ

1 開 会 春日事務局長

2 会長挨拶 下田会長

3 議事録署名人指名 下田議長
議事録署名人として、山内秀一委員、森下文夫委員を指名する。

4 議 事

- 1) 報告第25号 農地法第3条の届出について
- 2) 報告第26号 農地法第4条の届出について
- 3) 議案第40号 農地法第3条の許可申請について
- 4) 議案第41号 農地法第5条の許可申請について
- 5) 議案第42号 農用地利用集積計画承認申請について
- 6) 議案第43号 春の農作業基準賃金の設定について
- 7) 議案第44号 農地法第52条の情報提供について
- 8) 議案第45号 下限面積の設定について
- 9) 議案第46号 地域の農業の振興に関する計画の策定について
- 10) その他

5 閉 会

○報告第25号 農地法第3条の規定による届出について

議長 それでは議事に入らせていただきます。

報告第25号農地法第3条の3第1項の規定による届出が1件あっております。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。では、ご説明いたします。議案書をご覧ください。番号1。通知者。所有者。嘉島町上六嘉〇〇〇番地〇。〇〇〇〇〇。取得者。嘉島町上六嘉〇〇〇番地〇。〇〇〇〇〇。物件は、下六嘉辻り石〇〇。田。1, 183㎡。同じく辻り石〇〇ー〇。田。522㎡。上六嘉鳥町〇〇〇ー〇。田。1, 026㎡。鯉惣水町〇〇〇。田。1, 037㎡。合計が3, 768㎡です。権利の内容は所有権です。権利を取得した事由は相続です。権利を取得した日は、平成30年2月19日。届出日は平成30年2月21日です。あっせんの希望はありません。

以上で説明を終わります。

議長 ただいま説明がありました案件は、相続による所有権の移転でございますので報告のみで終わらせていただきます。

○報告第26号 農地法第4条の規定による届出について

議長 続きまして、報告第26号農地法第4条第1項第7号の規定による届出が1件あっております。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。報告第26号の議案書をご覧ください。申請人。宇土市下網田町〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇〇。申請物件が大字上島字幸八〇〇〇〇ー〇。地目は畑。面積は87㎡です。申請理由は木造平屋建て1棟です。

次のページをご覧ください。位置図を示しております。左下ドラッグストアモリから北東側にございます。申請地と網掛けをさせていただきますしております。1枚めくっていただきますと字図を示させていただきますしております。〇〇〇〇番〇。

報告第26号については、説明は以上でございます。

議長 ただいま説明がありました案件は、市街化区域の農地転用でござ

いますので報告のみで終わらせていただきます。

○議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 続きまして議案第40号農地法第3条第1項の規定による許可申請が1件あっております。

事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 はい。説明いたします。議案第40号の議案書をご覧ください。申請人。譲渡人。熊本市西区出町〇番〇〇号。〇〇〇〇。譲受人。嘉島町上島〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇。申請物件は、上島神部〇〇〇。田。2,997㎡。上島北鶴〇〇〇〇-〇。田。472㎡。上島北鶴〇〇〇〇-〇。田。46㎡。上島北鶴〇〇〇〇。台帳地目、畑。現況地目、開田。813㎡。上島北鶴〇〇〇〇。台帳地目、畑。現況地目、田。690㎡。上島北鶴〇〇〇〇。田。694㎡。上島北鶴〇〇〇〇-〇。田。30㎡。計、5,742㎡です。譲受人の経営状況は耕作面積が田、7,046㎡。畑が1,542㎡。計、8,588㎡となっております。家族数1人。労働力1人。農機具はトラクター、田植え機、コンバインです。トラクターは所有されているということなのですが、田植え機、コンバインについては〇〇〇〇〇〇〇〇より借入れをされております。申請理由は譲り渡し人の申し出によるものです。次のページをお願いします。位置図を示しております。まず神部〇〇〇については中学校の北側となっております。次のページをご覧くださいますと、北鶴の位置を示しております。今回は譲り渡し人から譲受人への贈与の申請となっております。

では、本議案について申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果をご説明いたします。

まず、申請農地は、小作契約等が結ばれておりませんでしたので、使用収益権については問題ありません。

次に、全部効率利用要件については、譲受人への聴取、および地元農業委員である〇〇委員との現地確認により、現在保有している農地はすべて効率的に利用されていることが確認されました。権利取得後の当該農地についても、必要な農機具、および労働力が確保され効率的に利用されると思われま。

次に、譲受人の農作業常時従事要件については、農作業に常時従事している旨の記載が申請書にあるため要件を満たすものと判断し

ます。次に、譲受人の権利取得後における農地の経営面積が下限面積に達しているかについてですが、申請当時の経営面積が8,588㎡であるため問題ありません。最後に地域との調和要件についてですが、譲受人は以前より申請地を耕作しており、申請書にも周辺に農業経営に影響がないように耕作する旨の記載があるため問題ないと判断します。

以上で説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局から詳しい説明が終わりましたが、この件について何かご意見、ご質問ございませんか。何もなければ承認でよろしいでしょうか。

委員 　はい。(委員一同)

議長 　はい。ありがとうございます。
それでは、承認とさせていただきます。

○議案第41号 農地法第5条の許可申請について

議長 　続きます。議案第41号農地法第5条の規定による許可申請が4件あっております。1件ごとに審議したいと思いますので、まず番号1の件について事務局より説明をお願いします。

事務局 　はい。番号1についてご説明いたします。申請人。貸人。嘉島町大字上六嘉〇〇〇番地。〇〇〇〇。借人。嘉島町大字上六嘉〇〇〇番地。〇〇〇〇。申請物件は上島壱町田〇〇ー〇。台帳地目は、田。現況地目は田。申請面積は495㎡です。申請理由は個人住宅で施設の概要は木造平屋建て1棟です。農用地区域でない旨の証明はあります。隣接同意書はありません。資金証明書はあります。開発許可は申請中で見込みありです。地元委員は〇〇委員です。次のページをご覧ください。位置図を示しております。西村集落内の南側に国道445号がございますが、東西を走っております。木下建設の北側の農地の一部でございます。1枚めくっていただきますと、字図を示しております。続きます。1枚めくっていただきますと、配置図を示しております。汚水生活雑排水については、東側の浄化槽。雨水に関しては東側に水路がございますので、そこに流れるということになります。番号1の説明については以上になります。

議 長 次に地元委員であります、〇〇委員に報告をお願いします。

〇〇委員 それでは、私の方から説明をいたします。
先日、事務局と現地を確認しましたので、その状況を報告します。
申請地は、嘉島中央土地改良区の甲種農地であると思われます。
営農上の支障についてですが、甲種農地集団の端に位置しますので、
支障はないものと考えます。
個人住宅ということで、周辺の土地利用の状況からも転用許可申
請は妥当なものと思われます。委員の皆様の慎重なるご審議をよろ
しくお願ひし、地元委員の説明を終わります。お願いします。

議 長 続きまして、事務局より検討事項について説明をお願いいたしま
す。

事 務 局 それでは、検討事項についてご説明します。
農地区分につきましては、嘉島中央土地改良区の甲種農地と判断
できます。通常、甲種農地は転用することは出来ませんが、不許可
の例外規定にあります、集落に接続して設置される個人住宅にあた
りますので許可要件を満たします。
また、周辺に農地がありますが、日照・通風等の営農上の支障はな
いものと考えられます。
総合的に判断した結果、計画面積が500㎡未満ですので、他へ
の代替性もなく申請は許可相当と判断できます。
事務局からは以上です。

議 長 ただ今、地元委員と事務局から詳しい説明が終わりましたが、番
号1の件について何かご意見、ご質問ございませんか。何もなけれ
ば承認でよろしいでしょうか。

委 員 はい。(委員一同)

議 長 ありがとうございます。それでは、番号1の件については承認と
させていただきます。
続きまして、番号2の件につきまして事務局からの説明をお願い
いたします。

事務局 はい。では、番号2です。

申請人。譲渡人。嘉島町大字北甘木〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。譲受人。嘉島町大字北甘木〇〇〇〇番地。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。申請物件は大字北甘木字八反畑〇〇〇〇。田。510㎡です。申請理由は社員駐車場です。施設の概要は建築廃材敷きです。農用地区域でない旨の証明はあります。隣接同意書はあります。資金証明書はあります。開発許可は不要です。地元委員は〇〇〇〇委員です。次のページをお願いします。位置図を示させていただいております。中央ちょっと下側に緑川生コンクリート工業株式会社の北側にある農地でございます。南北を県道六嘉秋津新町線が走っておりまして、その東側の申請地でございます。次のページをお願いします。字図を示しております。〇〇〇〇の場所でございます。一枚めくっていただきますと、配置図を示しております。汚水生活雑排水についてはございませんが、雨水については浸透柵を作られてそこに自然と浸透されるということでございます。

番号2については以上でございます。

議長 次に、地元委員であります、〇〇委員から報告をお願いします。

〇〇委員 先日、事務局と現地を確認しましたので、その状況を報告します。

申請地は、農地区分の甲種、第1種から第3種農地どれにも該当しないその他の第2種農地になると思われまして。

営農上の支障についてですが、南側に農地はありますが、日照・通風等・農作業上の支障はないものと思われまして。

社員の駐車場として利用されるとのことで、職場の近場であり土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと思われまして。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

議長 続きまして、事務局より検討事項について説明をお願いします。

事務局 それでは、検討事項についてご説明いたします。

農地区分につきましては、甲種、第1種から第3種のうちどれにも該当しないその他の第2種農地と判断します。

営農上の支障につきましては、南側に農地はありますが、日照・通風等営農上の支障はないものと判断します。

総合的に判断した結果、他への代替性もなく、周辺農地への影響もないことから、申請は許可相当と判断します。

事務局からは以上です。

議長 　ただ今、地元委員と事務局から詳しい説明が終わりましたが、この件について何かご意見、ご質問ございませんか。何もなければ承認でよろしいでしょうか。

委員 　はい。(委員一同)

議長 　ありがとうございます。それでは、番号2の件については承認とさせていただきます。

　　続きまして、番号3の件につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局 　はい。説明いたします。

　　申請人。譲渡人。嘉島町大字上島〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。譲受人。嘉島町大字上島〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。申請物件は、大字上島字蔵園〇〇〇〇ー〇。台帳地目が、田。現況地目が田。3 1 4 m²です。申請理由は販売車両置き場です。施設の概要は砕石舗装です。農用地区域でない旨の証明の添付があります。隣接同意書の添付もあります。資金証明書の添付もあります。開発許可は不要です。地元委員は〇〇委員です。

　　次のページをお願いします。東側に嘉島町役場がございます。西側の左下の方に網掛けの部分ががございます。中学校線ですね。次のページをお願いします。字図がございます。〇〇〇〇ー〇。中心部にございます。次に、配置図を示しております。生活雑排水・汚水についてはございませんが、雨水については雨水排水マス、地下浸透型を設置される予定でございます。

　　番号3については以上になります。

議長 　次に地元委員であります、〇から説明をいたします。

　　先日、事務局と現地を確認しましたのでその状況を報告します。

　　申請地は、嘉島町役場から4 6 0 mに位置し、市街化が見込まれる区域内にある第2種農地と思われれます。

　　申請地周辺に農地はありますが、日照・通風等営農上の支障はな

いものと考えます。

販売車両置き場ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと思われます。

委員の皆様のご慎重なご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

続きまして、事務局より検討事項について説明をお願いします。

事務局 はい。それでは、検討事項について説明させていただきます。

申請地は、嘉島町役場から460mに位置し、市街化が見込まれる区域内にある第2種農地と判断します。

営農上の支障につきましては、東側に農地と隣接していますが、日照・通風等営農上の支障はないものと確認できました。

総合的に判断した結果、周辺農地への影響もないことから、申請は許可相当と判断します。

事務局からは以上です。

議長 ただ今、地元委員と事務局から詳しい説明が終わりましたが、この件について何かご意見、ご質問ございませんか。

委員 ありません。(委員一同)

議長 何もなければ承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。それでは、番号3の件については承認とさせていただきます。

続きまして、番号4の件につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。番号4の件について説明いたします。

申請人。譲渡人。御船町大字陣○○○○番地○。○○○○○。譲受人。嘉島町大字上六嘉○○番地○。○○○。申請物件は上六嘉八龍○○ー○。台帳地目が田。現況地目が田。649㎡です。申請理由は資材置き場・駐車場です。施設の概要は整地のみされるということでした。農用地区域でない旨の証明の添付はあります。隣接同

意書はありません。資金証明書の添付はあります。開発許可は不要です。地元委員は〇〇〇〇委員です。

次のページをお願いします。右側に御船インターチェンジがございます。その西側に申請地と書いてございます。県道445号沿いからちょっと下りたところですよ。1枚めくっていただきますと、字図を示させていただいております。細長い土地でございます。1枚めくっていただきますと、位置図を示しております。砂利、川砂、車をこういうスペースでおかれると。土置き場。雨水については自然浸透とあと私水路がございますので水路に流されるというご予定でございます。

番号4については以上でございます。

議長 次に地元委員であります、〇〇委員より報告をお願いします。

〇〇委員 はい。それでは説明いたします。

先日事務局と現地を確認いたしましたので、その状況を報告いたします。

申請地は御船インターチェンジから300m以内に位置するため第3種農地と思われま。

申請地周辺に農地はありますが、日照・通風等・営農上の支障はないものと考えま。

資材置き場、駐車場として利用されるとのことで、職場の近場であり土地利用の状況からも占用許可申請は妥当なものと思われま。

委員の皆様のご慎重なご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

議長 続きまして、事務局より検討事項について説明をお願いします。

事務局 はい。それでは、検討事項について説明いたします。

申請地は、御船インターチェンジから300m以内に位置しているため第3種農地と判断しま。

営農上の支障につきましては、北側に農地と隣接していますが、日照、通風等営農上の支障はないものと判断しま。

総合的に判断した結果、周辺農地への影響もないことから、申請は許可相当と判断しま。

事務局からは以上です。

議長 　ただ今、地元委員と事務局から詳しい説明が終わりましたが、この件について何かご意見、ご質問ございませんか。

委員 　ありません。(委員一同)

議長 　それでは承認でよろしいでしょうか。

委員 　はい。(委員一同)

議長 　ありがとうございます。それでは、番号4の件については承認とさせていただきます。

○議案第42号 農用地利用集積計画承認申請について

議長 　続きまして、議案第42号農業経営基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画書について承認申請が14件あっております。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局長 　はい。それでは、議案第42号について説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第13条第1項の規定による、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、同法第13条第4項の規定により同法第18条第2項各号の事項を示して農用地利用集積計画を定めるべきことを町長に対し要請するものです。利用権の設定の計画が13件の面積が42,644㎡。そのうち再設定が、4件の22,886㎡です。所有権の設定が1件の1,331㎡です。

それでは議案書の2ページ一覧表をお願いします。まず、上の方から賃借権の設定。期間が5年で〇〇〇〇さんが3件。更新でございまして、現経営面積が44,892㎡です。田が6,079㎡。普通畑が2,069㎡。合計の8,148㎡が更新となります。続きまして、その下、同じく5年で〇〇〇〇委員の再設定で現経営面積が80,990㎡。今回の更新が田の14,678㎡となっております。続きまして、新規で5年。〇〇〇〇〇〇〇の設定が2件で、5,539㎡となっております。続きまして、使用貸借権の設定が1件で687㎡で、合計の面積が3,471,251㎡となります。その下が同じく5年の使用貸借権の設定でございます。〇〇〇さん。

現経営面積が64,964㎡。田の3,317㎡でございます。現経営面積から合計しますと、68,281㎡でございます。その下、賃借権の設定。7年10か月でございます。これは〇〇〇〇の分でございます。2件でございます。面積が田の1,073㎡でございます。その次が賃借権10年でございます。これが田の3,893㎡でございます。その次が使用貸借7年10か月が1件ございまして、田の2,309㎡となっております。続きまして使用貸借権の設定5年が1件でございます。〇〇〇〇さん。現経営面積が138,083㎡。今回が新規で使用貸借が3,000㎡となっております。その下、もう1件所有権移転で同じく〇〇〇〇さん。田の1,331㎡となっております。合計面積が142,414㎡となっております。この分の〇〇〇〇さんの3,000㎡と、〇〇〇〇さんの3,317㎡は面的集積によるお互いの交換の作付という形で使用貸借になっております。続きまして、次のページをご覧ください。

個表でございますが、まず利用権の設定が〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの設定でございます。3筆ございまして2,069㎡でございます。期間が5年で、賃借料が10アール当りの18,000円となっております。

続きまして4ページでございます。同じく〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの利用権の設定でございます。6筆ございまして、4,810㎡で、利用が米・麦・大豆で期間が5年でございます。10アール当りの賃借料が18,000円となっております。

次のページが、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの利用権の設定でございます。田の1,269㎡。米・麦・大豆の利用で5年で、18,000円の賃借料の設定でございます。

次のページが、〇〇〇〇と〇〇〇〇さんの利用権の設定でございます。全部で7つございまして、合計面積が14,678㎡となります。期間が5年ございまして、利用権の設定が10アール当りの15,000円となっております。

次のページが〇〇〇〇と〇〇〇〇さんの利用権の設定でございます。まず井寺の亀ノ甲〇〇〇番地が687㎡が先ほどの使用貸借権で5年でございます。その下が3筆ございまして、賃借権の設定が5,130㎡となります。同じく期間が5年ございまして、まず二番割の〇〇〇〇が18,000円。〇〇〇〇が18,000円の賃借権の設定でございます。魚侍の〇〇〇〇番地が賃借権の5年で10アール当りの20,000円となっております。

続きまして、次のページが〇〇〇〇と〇〇〇〇さん。これが、もともとの所有権が〇〇〇〇さんと〇〇さんに分かれておりましたので、別々としております。1筆ございまして、409㎡の賃借権の設定でございまして、5年の反当りの22,000円となっております。

その次が、9ページでございまして。〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの使用賃借権の設定でございまして。上仲間の松田。1筆3,317㎡が5年間の使用賃借でございまして。先ほど申しました通り、交換による作付になります。

次の10ページが、〇〇〇〇と〇〇〇〇さんの利用権の設定でございまして、1筆ございまして。田の62㎡。水田となっております。期間が7年10か月。10アール当りの15,000円となっております。

次のページが、〇〇〇〇と〇〇〇〇さんの利用権の設定でございまして、上仲間前田。田の1,011㎡で、利用内容は水田としてです。期間が7年10か月で、10アール当りの10,000円となっております。

続きまして、同じく〇〇〇〇と〇〇〇〇さんの利用権の設定でございまして、3筆ございまして。合計面積が3,893㎡となっております。すべて水田でございまして。期間が10年で10アール当りの賃借料が18,000円となっております。

続きまして、〇〇〇〇と〇〇〇〇さんの利用権の設定でございまして。上島神部の1筆ございまして、面積が田の2,309㎡でございまして、期間が7年と10か月でございまして。これは使用賃借でございまして。

次に14ページが、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの使用賃借権の設定でございまして。こちらは、面積が3000㎡でございまして。利用内容は米・麦・大豆で、5年間の使用賃借権の設定でございまして。

次が、所有権の移転でございまして。〇〇〇〇さんの〇〇への買入れでございまして、藪ノ内の〇〇〇〇番地の〇。田。面積が1,331㎡。利用目的が水田でございまして、10アール当りが1,224,000円となりまして、対価が1,629,144円となります。引き渡しの時期が3月20日となりまして、支払いの期限が今年の8月1日となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります、集積計画の内容が、町の基本構想に適合し、

設定を受けた後において備える要件、農用地のすべてにおいて耕作の事業を行うこと。必要な農作業に常時従事すること。対象農地を効率的に利用して耕作を行うこと。権利者の2分の1以上の同意が得られているなどの要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議長 ただいま、詳しい説明がございましたが、何かご意見ご質問などございますか。

何もないようでしたら承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。

○議案第43号 春の農作業基準賃金の設定について

議長 続きまして、議案第43号春の農作業基準賃金の設定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。毎年、農業者への情報提供ということで、農作業の賃金情報を総会で謀っているところですが、今月は平成30年度の春の農作業基準賃金について、皆様にご審議いただければと思っております。議案第43号の冊子をご覧ください。平成30年度の春の農作業基準賃金につきましては、現在空欄にしております。参考に平成29年度春の農作業基準賃金を載せておりますので、昨年と比較いたしまして、こうした方がよい作業賃金ございましたらご意見を頂ければと思います。ちなみにこれは個人間での、農作業委託の目安となっております。ここ数年は据え置きとなっておりますので、よろしく願いできればと思います。

議長 ただ今、事務局より説明がありましたが、いかがですか。変更とかいろいろあれば。これは個人間の基準ですよ。今は、法人と生産組合の価格がほとんどだから。もうこのままでいいですか。

委員 はい。(委員一同)

議長 昨年と同じということでよろしく申し上げます。昨年と同様という

ことで農家の方には周知したいと思います。

○議案第44号 農地法第52条の情報提供について

議長 続きまして、議案第44号農地法第52条に基づく情報提供についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。議案第44号をご覧ください。農地法第52条には、農業委員会は農地の農業上の利用増資及び農地の利用関係の調整に資するほか事務を的確に行うため農地の保有及び利用の状況・賃借等の動向。その他農地に関する情報の収集整理分析及び定期を行うとされています。この条文に基づき、本農業委員会でも毎年賃借料の情報提供を行っております。議案書を開いていただきますと、平成29年1月から12月までに嘉島町で公告された賃貸借における平均を載せております。平成21年度の農地法改正で、それまで農業委員会で定めていた標準小作料が廃止されましたので、今年も昨年同様ですね、実勢価格を基にした情報を提供することになります。なお、お示ししています価格はすべて10アール当りの価格となっております。詳しく見ていきますと、嘉島町全域での田の平均価格が14,792円。最高額が25,253円。最低価格が7,000円です。畑については、平均額が9,816円。最高額が10,000円。最低額が8,840円となっております。なお物納もございましたので、物納の平均も載せております。物納については、平均が69KG。最高が124KG。最低が25KGとなっております。こちらも10アール当りの数量です。平成29年度の保有米価格は、1俵当たり13,260円でしたので、申し添えます。その他小作料の発生しない使用貸借の契約もありました。この資料は、後日農家小組合長を通じて農家全戸へ配布予定です。農地の賃借料情報については以上です。

議長 ただいま、事務局より詳しい説明がありましたが、この件について何かご意見ご質問ございますか。

○○委員 はい、いいですか。
西と東の調査対象とかそういうところはどうですか。

事務局 そこまで、東と西とに分けてというのはやっていなのですけれど

も一応1月から12月までにかけての案件ですね。まあ、確かに東と西で価格差というのはあるかもしれないですけど。そこまでは、出していないというのが現状です。

議 長 これは、1年間に上がった件数の。農業委員会にかかった全部ね。

事務局 はい。報酬も含めて。

〇〇委員 これは、農家だけに配るのですか。土地を貸している人って、農家をやめておられる人にもこの金額だからというのを。

議 長 これは広報に入らないですか。

事務局 広報に載せます。

議 長 広報に記載はしてあります。

事務局 この文書は農家小組合だけしか配っていなかったのですけれども。

議 長 かしま広報には載っています。

〇〇委員 契約するときは持っていないと。そしたら納得されるから。

議 長 ほかに何かご意見ご質問ありますか。
何もなければ、この集積の基づいている情報を周知したいと思いますがよろしいでしょうか。

委 員 はい。(委員一同)

議 長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。

○議案第45号 下限面積の設定について

議 長 続きまして、議案第45号下限面積の設定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。では、議案第45号下限面積の設定についてご説明いたし

ます。平成21年6月農地法改正に伴い下限面積要件については毎年総会で諮ることになりました。下限面積要件とは経営面積があまりに小さいと生産性が低く農業経営が効率的にかつ安定的に継続して行われないことが想定されることから、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可はできないとするものです。大体基準面積が定められておまして、都道府県では50a、北海道では2haとなっております。なお、農地法で定められている下限面積が、地域の平均的な経営規模や耕作放棄地の状況などからみてその地域の実業に合わない場合には、農業委員会で面積を定めることができるとされています。現在本庁は下限面積を県基準の50aで設定しております。嘉島町は集団的な土地利用をしているため、安易な農地取得がこの営農体系を崩すことのないよう50aを維持する必要があるという理由で設定されたものですが、来年度も維持で行くのかそれとも町で別の面積を定めるのか、ご意見を頂ければと思います。なお、参考資料として別段面積を定めている市町村一覧を載せております。以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議 長 　ただ今、事務局からの説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

〇〇委員 　今、〇〇〇〇から農地を借りて耕作しているような形になっているでしょう。そういった人たち、要するに認定農家の方たちは〇〇〇〇に田んぼを貸していないので、買おうと思っても50a作付していないので、今までできなかったわけですよ。その辺のことを提案してあるのでしょうか。それで〇〇〇〇で貸したりしてても、土地を買ったりしてもいいわけですか。それができないならば、やはり見直す必要があるのかなと思うのですよ。

議 長 　はい。この農地法第3条では、法人構成員ではだめです。

事務局長 　はい。先だつての農業委員会でもその話が出たと思います。〇〇〇〇で農作業されている方については、別の方法の農地法3条の取得ではなく、基盤強化法での取得の要件を検討中でございます。今、事務局の方でも他の市町村で取り組まれている事例があるものですから、その辺をまとめて、あくまでもこれは基盤強化法ですので、農業委員会はその承認であって、その計画は町の構想ですね、嘉島町の構

想にのっとして、なおかつ町長の登記という形でできますので、町の最終的な協議を行ったうえで、できれば新年度中からこの事業に取り組みたいということで準備はしているところです。というところで、嘉島町は今回27年に設立して、その中で耕作をされている方について、今申しましたような形で基盤強化法に基づいて、現経営面積を耕作、作業面積を考慮したところで、取得ができるような形を準備を進めているところですので、これとそれとは別として考えていただければと思います。

議 長 ほかに何かご意見ご質問ございませんでしょうか。
今の登記とは、町の町長の登記で、個人の登記ではないのですか。

事務局長 いえ、登記の事務を町がするような形になるものですから。

議 長 あくまで、登記は個人で。

事務局長 はい。個人名義に。ですから、今あっせん協議というのをしているのは委員さんの皆さん方と公社が入ってするのはご存じだと思うのですが、そこを町でしているところもあるものですから、そのところを今事務局で勉強しているところです。相対での基盤強化法に基づいた利用集積になってまいりますので、4月の農業委員会にはどういう方向性というのは皆さん方にお示しができるような形にですね。ですから、これは〇〇〇〇で農作業をしている方というのが大前提になります。自分の農地を預けて自分でされている方。認定農家さんはすでに下限面積をクリアされている方ばかりですので、その方々は必要ないのですが、集積を目標として広域農場の構成員の方は〇〇〇〇に預けることもできるし、その中での作業があれば認めるという方向で今準備を進めているところです。これはまだ確定ではありませんので。それから買うのと同時に〇〇〇〇にもらうのが大原則になりますので。

〇〇委員 なら、管理公社を今まで通り通すというやり方とはまた別ということですか。

事務局長 管理公社は認定農家さんだけになっておりますので。担い手として位置付ける分は、管理公社が認定農家さんと対象に行っているよう

な状況でございます。

議 長 これ以外は全部50aということ。

事務局 そうですね。これ以外は県の基準で。

事務局長 山間地がこういう形になります。

議 長 何もないようでしたら、現行通りでよろしいでしょうか。

委 員 はい。(委員一同)

議 長 ありがとうございます。それでは、現行通りとさせていただきます。

○議案第46号 地域の農業の振興に関する計画の策定について

議 長 続きまして、議案第46号地域の農業の振興に関する計画の策定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○○係長 農業委員会からはちょっと外れているのですが、農振農用地区域の担当をしていますのが私ですので、私から説明いたします。

今回、議案第46号ですが、地域の農業の振興に関する計画の策定についてというのが、農振農用地区域の農振整備計画などで定められているもので、こちらの計画の策定について説明させていただきます。

まず、農用地区域というのは皆さんご存知かもしれないですけど、農用地区域というのは区長さんが農業上の利用を確保すべき土地として設定した区域となっています。農用地区域内は通常は原則転用できないこととなっております。もし、農用地区域から除外した可能があったとしても除外後の農地区分が甲種農地や1種農地である場合は、通常は原則転用しません。皆さん農業委員会的时候に甲種農地・1種農地・2種農地・3種農地と聞かれると思いますが、それよりもっと上ですね。甲種農地のさらに上が農用地区域となっております。今回ですね、計画を議案に出させていただきますけれども、地域の農業の振興に関する計画。これが27号計画と通常呼ばれているのですが、この計画に位置付けられた施設、優良農地であっても農用地区域から除外して農地転用が可能ということになります。それで、今回

この計画の策定になるのですが、27号計画の策定には農業委員会からの意見聴取、また関係土地改良区からの同意、30日間の公告などが条件になっております。そのためこの農業委員会の方に議案として提案させていただきました。この27号計画の対象施設としては地域の特性に応じた農業の振興を図るために必要な施設といったものが対象施設となっています。今回、2か所の災害公営住宅を建設するに伴って、この計画で2か所の災害公営住宅を申請しているところです。本庁では、熊本地震からの復旧復興において住まいの再建は喫緊の課題となっております、復興の柱として取り組んでいるところです。嘉島町地域の農業の振興に関する計画案というのを皆さんのお手元にお配りしてはいますが、8ページのもう一枚後ろのページに嘉島町全図というものがあります。この全図に施設、災害公営住宅の建設予定の2か所を示しております、施設番号1の方が西村集落の北側になります。施設番号2の方が東小学校の南側になります。この2つの地域が災害公営住宅の入居の希望が多いということから、集落内に建設することで住民の離散による集落共同体の消失を防止することにつながり、これまでの集落単位で引き継がれてきた地域農業の維持保全を続けることができます。また農業以外の用途を計画的に1箇所に誘導することで、優良農地の蚕食的土地利用集落的に地震により被災した農地生産基盤の復旧につながり地域の農業の振興に大きく寄与することとなります。別紙1と別紙2というのを作っていますが、まず施設番号1にこちらが西村集落になりますが、後ろから3枚目に配置図を添付しております。家が建つ予定を書いているのですが、今のところ予定では19戸予定されております。もう1つの施設2の方の後ろから3枚目に平面図が書かれておまして、18戸の住宅が計画されています。どちらの場所も災害公営住宅に建設するのに必要な敷地面積が確保するのがけっこうな面積ですので6200平米と6800平米ですので、面積が結構必要であるというのもあるし、既存集落に隣接しておりますので周辺農地への影響が最も少ないところで面積を確保できて、既存集落に隣接できるということと、今回この場所を他の農地への代替性がないということで判断させていただきました。こういったことを総合的に判断させていただきました。今回この計画を作成して農振除外と農地転用をさせていただければと思って作らせてもらいましたので、ご検討をよろしく願います。

議 長 この件につきまして、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

〇〇委員 ひとつよろしいでしょうか。

議 長 はい、どうぞ。

〇〇委員 この土地自体は、わたしもわかっているのですが、ひとつ計画にあたって周りの土地にできるだけ迷惑がかからないようにということをもっと最初に言ったのですが、今の状況をみると家の建つところから農地は離れた状態にありますけれども、一回言ったのが農地と宅地との間にできれば道具を置いていただきたい。すると、できるだけ農地に影がいかないようにそういうことを計画して考えてもらいたいというのと、もう一つは上六嘉の方なんですがこの計画通りにいくかどうかはわからないのですが、一部が子供が通学する道路にかかっているじゃないですか。こういうのはもうちょっと考えながら、できる限り通学路の方にいかないように通勤の時間帯と子供が通学する時間に重なるときがあるので、そういうことを考えながらちゃんと建てるときになって道路をつくったりする計画を立てていただきたいと思います。

〇〇委員 農業用水はどうなっているの。この道は。

〇〇委員 西村の方は、道があるでしょう。周りに。その道沿いに農業用水が入っています。上六嘉の方は、用水は関係ないですね。

〇〇係長 〇〇委員からお話があったのは、建設課の方が計画しておりますので、建設課の方にもちゃんと伝えておいてですね、今回農振除外が出きたとしたら、今度は農地転用の申請になってくるかと思えますので、その際には農業委員会からの意見聴取もありますし、土地改良区からの意見も当然必要になってきますので、その際にいろいろ要望を聞いていけたらと思えますので、よろしくお願いします。

〇〇委員 隣接同意には、一筆書かれているのですか。

〇〇係長 すみません。建設課がどこまで話がしてあるのかちょっと把握しておりませんけれども。

〇〇委員 西村は一応話はしてあるようですが。

〇〇委員 下六嘉も昨日総会があつて、町長がこういう風に出しますよと。

〇〇係長 ハウスがありますよね。

〇〇委員 ここはハウスがあつて、この上から見るとすごい家が近くにあるんですよ。においとかあるからこっちにしてくださいよと建設課には言つて、それから計画が出た時点で教えてくださいよと言つてはありますけど、何も聞いていないのにこれが出されたものだから、これは、地元だからちゃんとしておかないと。それから、地元も知つてはいるけど説明とか同意みたいなのが何もないから、ちょっとあとから問題が出ないかというのは思っていたものだから。

〇〇係長 その件はまた建設課に伝えておきますので、説明がまたあるかもしれないのでよろしくお願いします。

議 長 ほかにご意見ご質問ございませんでしょうか。
ほかに何もないようでしたら、承認でよろしいでしょうか。

委 員 はい。(委員一同)

議 長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。
本日、提案されました案件はすべて終了いたしました。
続きまして、その他となっております。委員の皆様から何かございませんでしょうか。
ないようでしたら、事務局から何かございませんか。

事 務 局 次回の総会は4月10日火曜日、時間はいつも通り9時半からでよろしいでしょうか。では、9時半から3階の中会議室で行いますので、よろしくお願いします。

議 長 何もないようでしたら、本日の農業委員会はこれもちまして終了いたします。お疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

平成30年3月12日

会 長 下 田 司

委 員 山 内 秀 一

委 員 森 下 文 夫